（様式３－１）申立内容と調査結果

開札日	令和８年１１月１３日
案件名	まちなみ伝承館デッキ改修工事　（２６０１０５８）

申立内容	調査結果
金入り設計書で確認できたのは公共建築積算基準に沿って積算されていません。 市が発注した工事仕様書の積算は令和 8 年の積算システムを使ってます。 現場説明書及び特記仕様書を見ても公共建築工事積算基準令和 8 年版と記載はありません。以前（今年度）の発注工事では公共建築工事積算基準令和 7 年版 公共建築工事積算基準の解説［令和 5 年度基準］建築工事編 公共建築工事積算基準の解説［令和 5 年度基準］設備工事編となってます。また今回の閲覧では共通仮設費の算定方法も間違っています。令和 8 年のシステムを使うのであれば特記に記載が無ければ令和 7 年を使うのが妥当ではないでしょうか？ 直接工事費は変わりようがないですが共通費が変われば工事価格が変わります。よって本来の予定工事価格も変わるため本入札は無効と判断します。	本工事は、公共建築積算基準（令和 8 年基準）に沿って積算しております。 しかしながら、五條市の今年度発注している営繕業務では令和 7 年基準を採用して積算しており、本工事に関しても当該基準を採用しなければなりません。 また、特記仕様書等に令和 8 年基準を使用している旨の記載がないことについては申立のとおりと考えます。